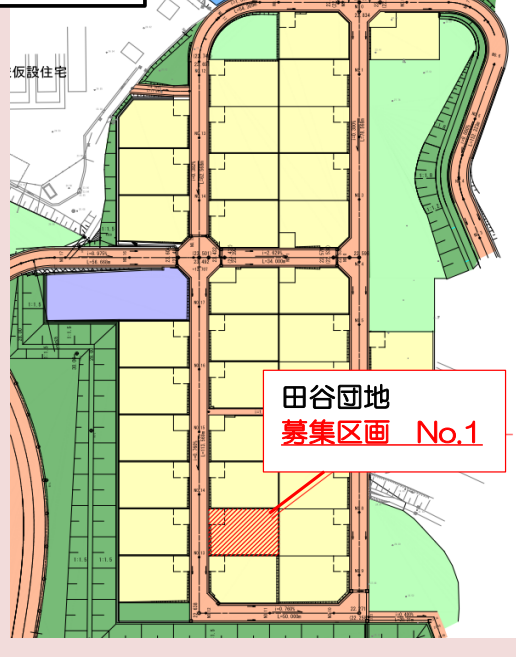


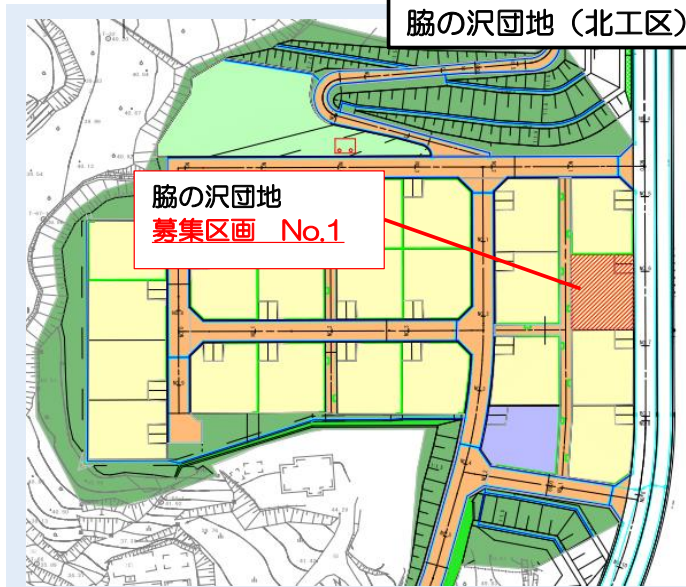
募集する区画の概要

田谷団地

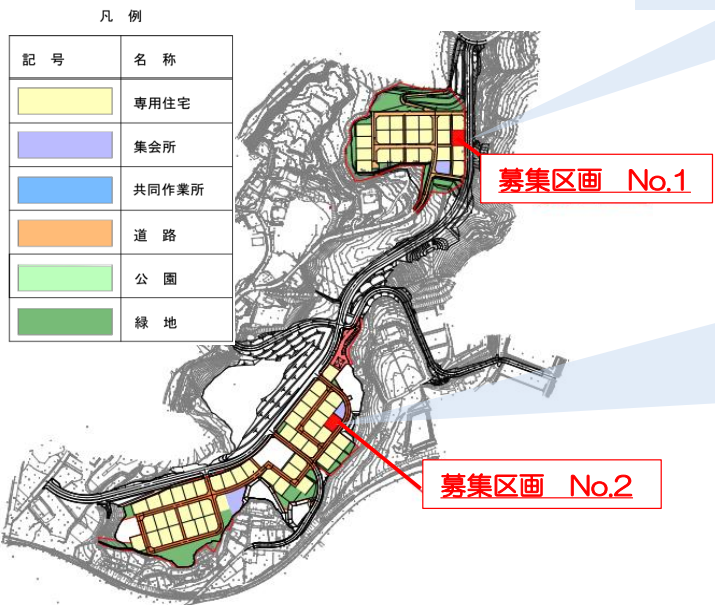


売買価格、賃貸料等の詳細につきましては、復興対策局事業推進室（内線435・436）までお問い合わせください。

脇の沢団地（北工区）



脇の沢団地（南工区）



記号	名称
■	専用住宅
■	集会所
■	共同作業所
■	道路
■	公園
■	緑地

ニュース③ 住宅再建に関する意向調査を実施しています 《平成28年2月12日までに必ずご回答お願いします》

市では、被災された方々の今後の住宅再建が適切かつ速やかに行えるよう、今後の住宅再建の考えを把握するために意向調査を実施しています。
昨年5月から8月にかけて、仮設住宅等にお住まいの方々を対象に、「住宅再建に関する調査」を実施しました。
そこで「自力再建」と回答された方々を対象に、再建の進捗状況等について再度調査を行うこととしました。
つきましては、調査票が届いた方は速やかにご回答いただきますよう、ご協力お願いいたします。

回答期限 平成28年2月12日（金）まで

問い合わせ先 復興対策局復興対策係（内線 432・433）

各戸配付

復興News 陸前高田

＜第30号＞
平成28年2月発行
陸前高田市復興対策局

ニュース① 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆さまへ 《防災集団移転促進事業による住宅団地の空き区画への移転者を募集します》

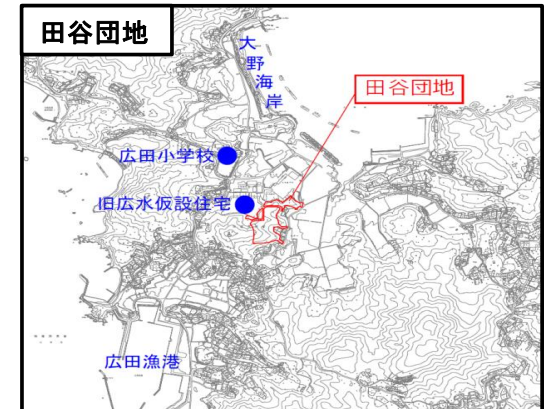
市では、市内2団地の防災集団移転促進事業により整備した住宅団地内に空き区画が生じたことから、新たに移転者を募集します。

防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、東日本大震災時（平成23年3月11日）に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるよう支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

募集する区画の概要

団地名	団地所在地	区画数	面積
脇の沢団地	米崎町字川西、館及び脇の沢	2	約330㎡
田谷団地	広田町字天王前及び羽根穴	1	約330㎡



※団地図面等は裏面にも掲載しています。

申込について

1. 申込資格

- 次の条件をすべて満たす必要があります。
- 市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯。
 - ※ただし、次に掲げる世帯は申込できません。
 - すでに他団地において防災集団移転促進事業に参加している世帯
 - がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯
 - 国の被災者生活再建支援金等（加算支援金など）を受けて住宅再建をしている世帯

2. 申込方法

復興対策局事業推進室に備え付けている申込書に必要事項を明記の上、復興対策局事業推進室に直接提出して下さい。

3. 申込期間 平成28年3月28日（月）まで

4. 区画決定方法

申込期間内の申込が1世帯のみであった場合は、その世帯で決定します。
また、申込期間内に申込みが複数あった場合は、抽選により決定します。

問い合わせ先 復興対策局事業推進室（内線 435・436）

ニュース②

住宅再建・引越に関する補助制度のご案内

《基礎支援金の申請期限を1年間延長します》

住宅再建に係る各種支援金・補助金制度のうち、問い合わせの多い住宅再建支援金及び引越費用補助金についてご紹介します。

生活再建支援金・住宅再建支援事業費補助金

【基礎支援金】

被害の程度と世帯構成に応じて支給される「基礎支援金」について、**申請期限が平成29年4月10日まで延長されます。**
被害状況が半壊や大規模半壊で、住宅の解体を検討されている方は、被災者支援室までご相談ください。
(申請期限：平成28年4月10日 → **平成29年4月10日**)

住家の状況	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円
解体	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

【加算支援金・住宅再建支援事業費補助金】

「加算支援金」及び「住宅再建支援事業費補助金」は被災世帯ごとに支給されます。契約後に申請ができますので、申請がお済みでない方は、被災者支援室までご連絡ください。なお、**加算支援金を受領すると災害公営住宅には入居できませんのでご注意ください。**

■加算支援金

基礎支援金を受給した世帯が、住宅を再建（建設、購入、補修または賃貸）する場合に支給されます。
(申請期限：**平成30年4月10日**)

再建方法	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

※「建設・購入」と「補修」の併用は出来ません。
※賃貸住宅にいったん居住した後に、住宅を建設または購入する場合は、「賃貸」で受給済みの額を差し引いて支給します。

	複数世帯	単身世帯
岩手県内で被災	200万円	150万円
岩手県外で被災	100万円	75万円

※全壊または解体で基礎支援金を受給された方に限ります。大規模半壊等の方はご相談ください。

■住宅再建支援事業費補助金

陸前高田市内に住宅を建築又は購入し、加算支援金を受給した世帯（※）が申請できます。
(申請期限：**平成31年3月31日**)

申請のポイント

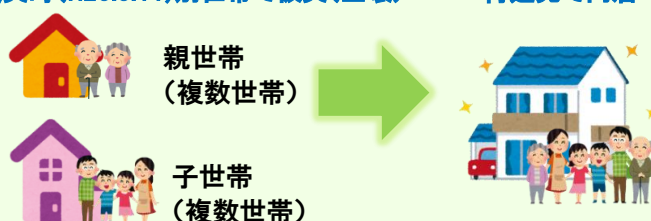
《例1》

Q：震災当時は、親世帯・子世帯が別々の世帯でしたが、震災後に一戸の住宅を建設して同居する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか？

A：申請できます。

震災時(H23.3.11)別世帯で被災(全壊)

再建先で同居



受給できる補助金額

・親世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円
・子世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円

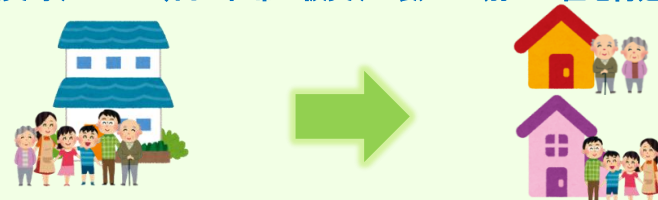
《例2》

Q：震災当時は、親世帯・子世帯が同一の世帯でしたが、震災後に世帯を分離し、別々に住宅を建設する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか？

A：一方の世帯のみが申請できます。なお、基本的には震災時の世帯主が申請者となります。

震災時(H23.3.11)同一世帯で被災(全壊)

別々に住宅再建



受給できる補助金額

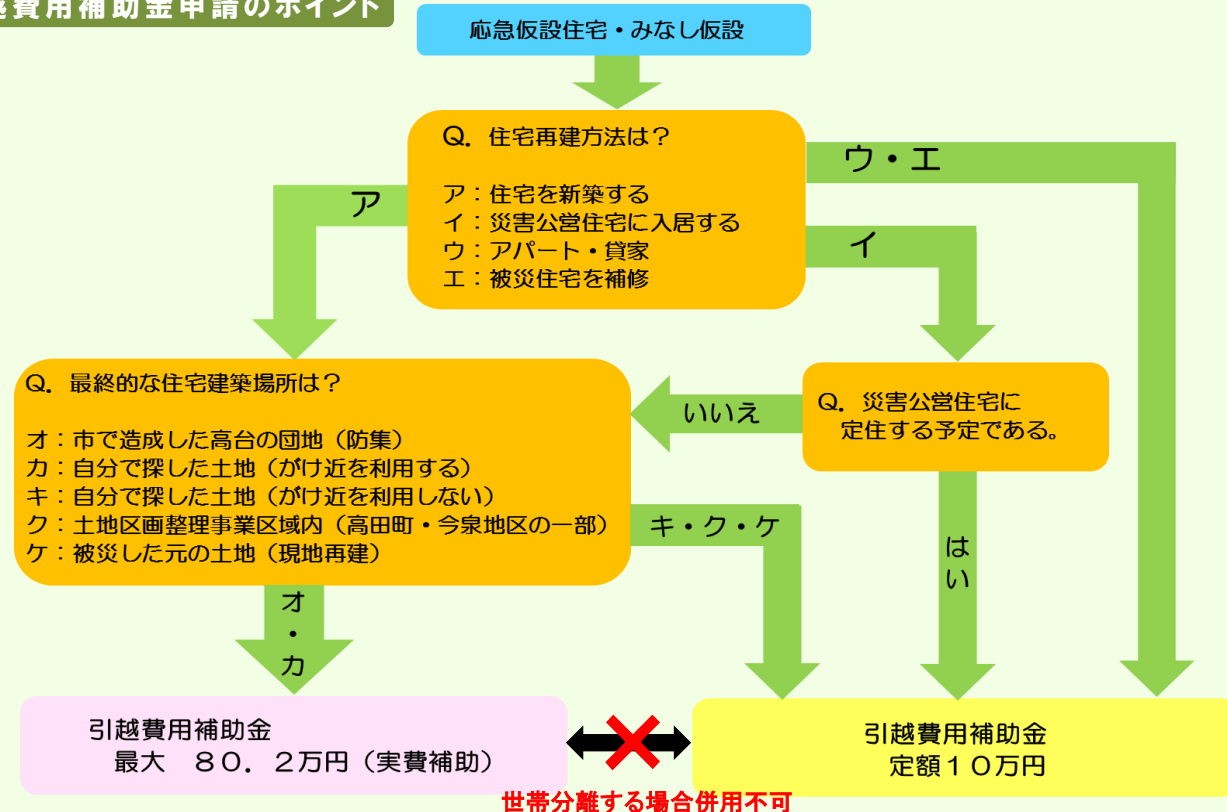
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業補助金	200万円

引越費用補助金

応急仮設住宅やみなし仮設等から住宅再建先に引越した際に申請できる「引越費用補助金」は、被災世帯ごとに支給されます。以下のとおり、再建方法によって受給できる金額が異なりますので、ご注意ください。

再建方法	補助金額
防災集団移転促進事業(以下、防集) 市が造成した高台に集団で移転	最大80.2万円(実費補助) ※業者に依頼した場合のみ対象になります。
がけ地近接等危険住宅移転事業(以下、がけ近) 土地区画整理事業区域内を除く浸水区域から、自分で探した土地に個別に移転 ※市外での建設・購入の場合も対象になります。	
自力再建 がけ地近接等危険住宅移転事業を利用せずに、自分で探した土地に個別に移転	定額10万円 ※自分で引越した場合も対象になります。 被災した世帯が1回限り受給できるものです。
土地区画整理事業 高田・今泉地区土地区画整理事業区域内で被災し、市が造成した土地に換地で移転	
災害公営住宅・市営住宅・民間賃貸住宅等への入居 被災した住宅を補修 ※受給には一定の条件があります	

引越費用補助金申請のポイント



	再建方法	
	防集・がけ近(80.2万円)	その他(10万円)
引越を業者に依頼せず自分で行いました。引越費用補助金を申請できますか？	×	○
震災当時は親世帯・子世帯が別々の世帯でしたが、震災後に一戸の住宅を建設して同居することになりました。引越費用は両世帯申請できますか？	○ (両世帯の合計を支給)	○
震災当時は親世帯・子世帯が同一の世帯でしたが、震災後に世帯を分離し別々に再建することになりました。引越費用は両世帯申請できますか？	○ ※がけ近の場合は事前に申請が必要です	×
		(一方の世帯のみ) ※離婚・離縁の場合は例外あり

問い合わせ先

- 加算支援金等の住宅再建に関する補助制度について
被災者支援室 (内線342・343)
- 引越費用補助金について
防災集団移転に参加している方 復興対策局 (内線433)
防災集団移転に参加している方以外 被災者支援室 (内線342)

その他住宅再建に関する相談にも応じていますので、お気軽にお問い合わせください。

